

# 「ホワイト物流」推進運動

## 持続可能な物流の実現に向けた自主行動宣言

企業・組合名	役職	氏名	所在地	主たる事業	ホームページ
株式会社クミカ物流	代表取締役社長	中島正成	静岡県	運輸業, 郵便業	<a href="http://www.kumika-br.co.jp">http://www.kumika-br.co.jp</a>

当社は、「ホワイト物流」推進運動の趣旨に賛同し、以下のように取り組むことを宣言します。

最終更新:	2022年10月21日
-------	-------------

**(取組方針)**

・事業活動に必要な物流の持続的・安定的な確保を経営課題として認識し、生産性の高い物流と働き方改革の実現に向け、取引先や物流事業者等の関係者との相互理解と協力のもとで、物流の改善に取り組めます。

**(法令遵守への配慮)**

・法令違反が生じる恐れがある場合の契約内容や運送内容の見直しに適切に対応するなど、取引先の物流事業者が労働関係法令・貨物自動車運送事業関係法令を遵守できるよう、必要な配慮を行います。

**(契約内容の明確化・遵守)**

・運送及び荷役、検品等の運送以外の役務に関する契約内容を明確化するとともに、取引先や物流事業者等の関係者の協力を得つつ、その遵守に努めます。

No.	分類番号	取組項目	取組内容
1	A ①	物流の改善提案と協力	取引先から待機時間や運転者の手作業での荷卸し・自主荷役の削減、付帯作業の合理化等について要請があった場合は、真摯に協議に応じると共に、自らも積極的に提案致します。
2	A ③	パレット等の活用	作業負荷低減を図れる物流機器を積極的に活用し、作業負荷の低減を行います。
3	A ⑭	船舶や鉄道へのモーダルシフト	長距離輸送について、トラックからフェリー、RORO船や鉄道の利用への転換を行います。
4	B ②	運賃と料金の別建て契約	運送契約を締結する場合には、運送の対価(運賃)と運送以外の役務等の対価(料金)を別建てで契約する事を、原則とします。
5	C ①	契約の相手方を選定する際の法令遵守状況の考慮	契約する運送事業者を選定する際には、関係法令の遵守状況を考慮します。 【参考】自動車運送事業者の行政処分情報検索(国土交通省HP)
6	D ②	異常気象時等の運行の中止・中断等	台風、豪雨豪雪等の異常気象が発生した際やその発生が見込まれる際には、運転者の安全を確保する為、運行の中止・中断等が必要と取引先が判断した場合は、その判断を尊重します。

PR欄	当社は化学薬品・産業廃棄物など、その安全性が厳しく問われる分野の物流には、多くの信頼をいただいております。さらに「毒劇物、危険物等の特殊物流を含む物流事業の更なる深耕」、「産業廃棄物事業の拡大」、「地元農業への貢献」をテーマとし、対処すべき課題をブレークダウンして着実に実行していく所存です。ホワイト物流推進運動への参加はSDGsの達成にも寄与する取り組みであり、地域貢献(持続的雇用)・物流事業者の地位向上にもつながると、私たちクミカ物流は考えています。
-----	--